



## 知っておくべき健康食品の広告のきまり



健康食品の広告は、「医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)」「景品表示法」「健康増進法」の3つの法令で、規制されています。

### ● 病気の治療や予防効果の表示は禁止! → 薬機法

健康食品は医薬品ではないので、「がんに効く」「生活習慣病の予防に」「アレルギーを緩和する」「動脈硬化を改善」「糖尿病や高血圧の予防に」「疲労回復」「老化防止」などの表示はできません。

### ● 顧客を誘引する表示は禁止! → 景品表示法

不当な表示は禁止されています。例えば『1日の食事のうち1食を置き換えるだけの簡単ダイエット! あっという間に-7kg達成』という広告などは、事実かどうか科学的根拠の提出を求められます。

### ● 虚偽や誇大な表示は禁止! → 健康増進法

健康保持増進効果などを表示するにあたり、著しく事実と異なる表示や、著しく人を誤認させる表示を行っている場合、行政処分の対象になります。

健康食品の摂取は、持病があって薬を飲んでいる人には特に注意が必要です。健康食品を注文する前に、必ず主治医やかかりつけの薬剤師に相談しましょう。

また、初めて購入するサプリは、購入前に調べてみましょう。

内閣府食品安全委員会のホームページでも、健康食品に関する情報発信を行っています。



食品安全委員会  
ホームページ



健康維持の基本は「栄養バランスの取れた食事」「適切な運動」「十分な休養」です。  
健康食品は補助的なものと考え、食事・運動・休養の質を高めましょう。



(A4サイズ:  
・シール版  
・ラミネート版)



ステッカーは市のホームページからダウンロードすることもできます。また、必要事項が分かりやすく記載されていれば、独自に作成したものを掲示していただいても構いません。

※数に限りがあります。

対象 市内の事業所

申し込み 3月15日(金)までに、下の二次元コードからオンライン申請、または電話・ファクスで健康課へ

市では「第2期伊勢市健康づくり指針」および「伊勢市公共施設における受動喫煙防止対策ガイドライン」令和元年度改訂版をもとに、受動喫煙防止対策に取り組んでいます。望まない受動喫煙を防止するため、飲食店や事業所などに掲示する「受動喫煙防止対策ステッカー」を配布しています。ぜひ、ご利用ください。



事業所で  
「受動喫煙防止対策ステッカー」の活用を!

健康課(☎27-2435 FAX 21-0683)